

- 【表紙】
- 【提出書類】 訂正発行登録書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成30年10月12日
- 【会社名】 ナティクス  
(Natixis)
- 【代表者の役職氏名】 コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング  
部門アジア太平洋チーフ・エグゼクティブ  
アラン・ガロワ  
(Alain Gallois, Chief Executive, Corporate and  
Investment Banking Asia Pacific)
- 【本店の所在の場所】 フランス、75013 パリ市ピエール・マンデス - フランス通り30番地  
(30, avenue Pierre Mendès France, 75013 Paris, France)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【電話番号】 03-6775-1000
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子
- 【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【電話番号】 03-6775-1157
- 【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】 社債
- 【発行登録書の内容】
- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 提出日            | 平成30年5月25日       |
| 効力発生日          | 平成30年6月2日        |
| 有効期限           | 平成32年6月1日        |
| 発行登録番号         | 30 - 外1          |
| 発行予定額又は発行残高の上限 | 発行予定額 5,000億円    |
| 発行可能額          | 484,674,000,000円 |
- 【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、  
平成30年10月12日（提出日）である。
- 【提出理由】 発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同  
種の書類が新たに提出されたため、本訂正発行登録書を提出す  
るものである。（訂正内容については、以下を参照のこと。）
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 【訂正内容】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

## 第二部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

<訂正前>

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（平成29年12月期）自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日  
平成30年6月4日、関東財務局長に提出  
事業年度（平成30年12月期）自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日  
平成31年7月1日までに関東財務局長に提出予定

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書  
平成30年6月中間期 自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日  
平成30年9月28日、関東財務局長に提出  
平成31年6月中間期 自 平成31年1月1日 至 平成31年6月30日  
平成31年9月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成30年9月28日に関東財務局長に提出

#### 4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

#### 5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

#### 6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

## 7 【訂正報告書】

該当事項なし

<訂正後>

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（平成29年12月期）自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日  
平成30年6月4日、関東財務局長に提出  
事業年度（平成30年12月期）自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日  
平成31年7月1日までに関東財務局長に提出予定

### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書  
平成30年6月中間期 自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日  
平成30年9月28日、関東財務局長に提出  
平成31年6月中間期 自 平成31年1月1日 至 平成31年6月30日  
平成31年9月30日までに関東財務局長に提出予定

### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成30年9月28日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第8号の規定に基づく臨時報告書を平成30年10月12日に関東財務局長に提出

### 4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

### 5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

該当事項なし